学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校のあらゆる教育活動において生徒の生命や人権を大切にし、生徒一人ひとりの多様な個性を尊重するとともに、心身の健やかな発達を支援するという指導体制を徹底することが重要となる。本校では、「規範意識を醸成し、やさしさと思いやりの心を養う」ことを教育目標の一つとしており、その達成に向け人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」)の施行を受け、法第13条の規定に基づき、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、学校いじめ防止基本方針を策定する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条参照)以下に具体的ないじめの態様例を示す。

- 1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 5)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

校長、教頭、生徒支援部主任、生徒支援部副主任、養護教諭、生徒支援部担当教員、学年主任、各科主任とする。ただし、必要に応じて外部専門家及び地域関係者を招集する場合がある。

(3)組織の役割

- 1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2) 年間計画の作成・実行
- 3) いじめの相談・通報窓口
- 4) いじめに関する情報の収集・共有
- 5)組織的対応の中核

(4) いじめ相談窓口

学級正・副担任、養護教諭、生徒支援部

3 関係機関との連携

保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、近隣の高校や中学校、警察、医師、 児童生徒支援課 等

4 いじめの防止等に関する措置

- (1) いじめの防止
 - 1) 校内指導体制の確立
 - 2) 教職員の指導力の向上
 - 3) 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - 4)「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等により規範意識の高揚及びマナーの向上、社会の一員としての自覚を高める
 - 5) 生徒会活動等を通した自己実現への支援強化
 - 6) 家庭・地域、関係機関との連携強化

(2) いじめの早期発見

- 1) 教職員による観察や年2回の各科生徒情報交換会の開催
- 2) 学期ごとのいじめ悩み調査や個人面談等の実施
- 3) 家庭訪問や中学校訪問等による情報収集

(3) いじめに対する対応

- 1) いじめの発見や相談を受けた時の対応
 - ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
 - ②生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
 - ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ④正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を 整える。

2) 組織的な対応

- ①発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、管理職に報告し情報を共有する。
- ②校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、情報共有及び指導・支援体制を整備し対応の組織化 を図る。

3) 生徒への指導・支援

- ①いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- ②いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らも行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスをいじめに向かわせない力を育む。
- ③いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

4) 保護者との連携

- ①速やかに、関係生徒(加害、被害とも)保護者との面談または家庭訪問等を行い、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ②いじめ対策委員会において、心理や福祉等の外部専門家の協力が必要と判断した場合、外部機関と 連携を図ることについて、保護者の理解・承諾を得たうえで、継続的な支援体制を構築する。

(4) いじめの解消

- 1) いじめに係る行為が止んでいること。
- 2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 ※被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認 する。
- 3)「解消している」状態に至った場合でも、関係生徒について教職員は日常的に注意深く観察する。

改訂履歴

発行 平成26年4月 平成25年12月長崎県いじめ防止基本方針発行に伴う 改訂 令和 5年7月 3教児支第234号による(【学校いじめ防止基本方針】の見直し)